

令和8年3月農業委員会総会会議録

令和8年3月24日午後3時00分、令和8年3月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に召集する。

出席委員 21名

3番 佐藤 修司 委員	4番 前田 優考 委員	5番 福士 章逸 委員
6番 金田 公隆 委員	7番 工藤 堅 委員	8番 對馬 雅之 委員
9番 藤田 善明 委員	10番 小林 政貴 委員	12番 町田 高司 委員
13番 戸澤 幸彦 委員	14番 石岡 人志 委員	15番 田村眞裕美 委員
16番 岩谷 裕子 委員	17番 成田 毅 委員	18番 小田切 葵 委員
19番 疋森 弘義 委員	20番 高橋 貴志 委員	21番 小田桐武志 委員
22番 種澤 達也 委員	23番 嶋口 千速 委員	25番 小嶋 勇成 委員

欠席委員 3名

1番 平井 秀樹 委員	11番 木村 芳文 委員	26番 川村 陽彦 委員
-------------	--------------	--------------

出席事務局 9名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	相馬 隆範
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ
事務局主幹兼農地調整係長	曾根奈美子	事務局主幹兼農地利用促進係長	三上 大輔
事務局総務係主幹	石田 剛	事務局岩木分室長	細川 博
事務局相馬分室主幹	野呂 貴宏		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第14号	「令和8年度 最適化活動の目標の設定等」について
議案第15号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第16号	農地転用許可に係る意見について
議案第17号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第18号	地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について

報告第11号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第12号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第13号	非農地の判断について

事務局次長 会議を始める前に皆様をお願いをいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。それでは、ただいまから令和8年3月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、前田優考会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長 【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長 本日は、佐々木潤推進委員に来ていただいております。皆さまよろしくお祈りします。それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、前田会長よろしくお祈りいたします。

議 長 議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお祈りします。欠席の通告があります。議席番号1番平井秀樹委員、11番木村芳文委員、26番川村陽彦委員の3名であります。ただいまの出席者数は21名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。22番種澤達也委員、23番嶋口千速委員、25番小嶋勇成委員、以上3委員を指名いたします。

また、書記には、事務局職員の石田剛主幹を任命いたします。

議事に入る前をお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の4、議事に入ります。

議案第14号を議題といたします。議案第14号は、「令和8年度最適化活動の目標の設定等」についてであります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 1ページをお開き願います。議案第14号は、「令和8年度最適化活動の目標の設定等」についてであります。令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知であります「農業委員会による最適化活動の推進等について」第1の2により、最適化活動の目標の設定等について、本会の決定を求めるものであります。本件は、農地等の利用の最適化の活動や事務を適正に実施するために、毎年度作成するものであり、3月11日に開催された担い手育成委員会、農地集積推進委員会において、内容を検討いただいております。2ページをお開きください。2ページは、農業委員会の状況で「農業委員会の現在の体制」と「農家・農地等の概要」について記載しております。「2の農家・農地等の概要」左側の「総農家数」及び「農業経営体数」については、2020年農林業センサスから引用しておりますが、新たに2025年農林業センサスが公表される見込みであることから、公表後更新するものであります。3ページをお開きください。3ページは最適化活動の目標であり、1の最適化活動の成果目標を、各項目ごとに申し上げます。(1)農地の集積の①「現状及び課題」について、これまでの集積面積(B)及びこれに係る集積率につきましては、現在、7年度を終えていないことから、6年度の実績を記載しており、今後7年度の実績が確定した際に修正し、改めて皆様にご報告させていただきます。②の「目標」では、令和5年度に作成した、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に合わせ、農地の集積の目標年度を令和13年度、集積率を80%とし、今年度の新規集積面積を185ha、今年度末の集積累計面積を9,366ha、集積率は68%としております。次に、(2)「遊休農地の解消」の①「現状及び課題」における「1号遊休農地面積」、「うち緑区分の遊休農地面積」及び「うち黄色区分の遊休農地面積」の3ヵ所の面積につきましては、現時点での暫定値を記載しておりますが、今後7年度実績が確定した際に修正することとなります。この修正値につきましては、改めて皆様にご報告させていただきます。(2)「遊休農地の解消」の②「目標」では、アの「既存遊休農地の解消」、a「緑区分の遊休農地の解消」は「令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積」が63.9haで

事務局次長

あることから、これを5年間で解消するための目標面積として5分の1である12.8haとしております。また、b「黄色区分の遊休農地の解消」は「令和3年度の利用状況調査における黄色区分の遊休農地面積」が289.5haであり、解消のための工程表の策定について記載しております。更に、イの「新規発生遊休農地の解消」は、「活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地については、その翌年度に全ての解消を目標として設定するもの」であることから、令和7年度に新規発生した緑区分の面積11.8haを解消面積としております。次に4ページの(3)「新規参入の促進」の②「目標」では、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」を※1、※2に記載のとおり、「目標を設定する時点で農業委員会が把握している過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を設定するもの」であることから、直近3年である、令和4年度から令和6年度の権利移動面積の平均の1割以上である、39.3haとしております。続いて、4ページ中段2の「最適化活動の活動目標」ですが、「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」の「1人当たりの活動日数」は、令和7年9月に策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」と整合させることから、1月当たり10日とし、(2)「活動強化月間の設定目標」を3項目の6回としております。また、(3)「新規参入相談会への参加目標」の「新規参入相談会への参加回数」を7年度同様に1回としておりますが、内容につきましては、来年度新たな取り組みとして、東京都内で開催される新規参入相談会である「新・農業人フェア」に、農業委員1名に事務局職員1名が同行し、参加予定としております。以上であります。

議 長

農地集積推進委員会、担い手育成委員会より補足説明ありませんか。

(な し)

議 長

それでは、議案第14号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第14号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第14号「令和8年度最適化活動の目標の設定等」については、原案のとおり決定いたします。

次に議案第15号を議題といたします。議案第15号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

5ページをお開き願います。議案第15号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田1件2,826㎡、畑13件64,594㎡、合計14件67,420㎡であります。また、使用収益権関係では、田17件102,499㎡、畑20件169,792㎡、合計37件272,291㎡であります。このうち、第3条第3項関係が、畑1件34,972㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る3月12日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委

調査委員長

員長、小田桐武志副委員長、平井秀樹委員、佐藤修司委員、それに私、兜森であります。まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。7ページをお開きください。所有権関係、受付番号179番について申し上げます。譲受人は幼い頃から祖父の農作業を手伝っており、以前から農業に関心をもっていました。現在は県外の大学に進学しており来年の卒業後に地元に戻る予定です。申請地は自宅からも近く、代々申請人の一家が管理していたこともあり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は父と自家消費用のいちごやぶどうを栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。13ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号188番について申し上げます。借受人は、前職の農業機械の会社に勤務するなかで農業に興味をもち、5年前から家庭菜園をしておりましたが、就農したいという気持ちが強くなり、令和7年4月からあおもり農業支援センターで1年間ミニトマト栽培の研修を受けました。今回研修を修了する見込みとなったため本申請に至ったと申し述べておりました。今後も引き続き研修先に指導を受けながら、ミニトマトを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。16ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号195番について申し上げます。借受人は農家出身であり、農業学校を卒業後に長ネギとキャベツの生産を行う県外の農業法人に1年間勤務しました。おとしから実家の農業に従事しておりましたが、自身で栽培したいと思うようになり本申請に至ったと申し述べておりました。今後も引き続き、祖父や父に指導を受けながら、りんごと長ネギを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。18ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号199番について申し上げます。借受人は、農家出身であり、現在、公務員として勤務するかたわら、休日は実家の農作業の手伝いをしております。また、友人のミニトマト栽培を手伝うなかで自身で栽培したいと思うようになり、ミニトマト農家での研修も受けました。今年5月には退職し、本格的に農業経営を行うため本申請に至ったと申し述べておりました。今後は同様に、ミニトマトを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。使用収益権関係、受付番号200番について申し上げます。借受人は、父が酪農家であり、幼い頃から作業を手伝ってきました。現在は牧場に勤務し、個人でも和牛を飼育しております。今回、和牛の規模拡大にあたり飼料となる牧草を栽培するため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地では昨年も牧草を栽培しましたが、周辺農地への影響はなかったことから許可要件を満たすものと判断しました。19ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号203番について申し上げます。借受人は非農家出身ですが、果樹栽培に興味があり農業法人で2年間りんご栽培の研修を受けました。今回、農地を貸借する見通しがたったことから本申請に至ったと申し述べておりました。今後も引き続き研修先に指導を受けながら、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。21ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号208番および209番について申し上げます。借受人は農家出身で、幼い頃から農作業を手伝っており、以前から40歳までに就農したいとの思いがありました。今回、農地を貸借する見通しがたったことから本申請に至ったと申し述べておりました。今後も引き続き父に指導を受けながら、りんごを栽培することから技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

戸澤幸彦委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

	(戸澤幸彦委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 25 ページ、使用収益権関係、受付番号 215 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(な し)
議長	使用収益権関係、受付番号 215 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 15 号のうち、使用収益権関係、受付番号 215 番については、許可することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。
	(戸澤幸彦委員着席)
石岡人志委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>
	(石岡人志委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 30 ページ、使用収益権関係、受付番号 223 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(な し)
議長	使用収益権関係、受付番号 223 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 15 号のうち、使用収益権関係、受付番号 223 番については、許可することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。
	(石岡人志委員着席)
議長	それでは、使用収益権関係、受付番号 215 番および 223 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(な し)
議長	使用収益権関係、受付番号 215 番および 223 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議等ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 15 号のうち、使用収益権関係、受付番号 215 番および 223 番を除く申請については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 16 号を議題といたします。議案第 16 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	31 ページをお開き願います。議案第 16 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請

事務局次長	書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑1件59㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。33ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号12番は、農地区分が第1種農地で、原則不許可となる農地区分ですが、不許可の例外となる、集落に接続して設置する住宅であることから、転用許可基準を満たすものであります。また、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第16号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第16号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第16号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。次に、議案第17号を議題といたします。議案第17号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	35ページをお開き願います。議案第17号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田10件61,202㎡、畑14件67,152㎡、合計24件128,354㎡であります。また、使用収益権関係が、田1件1,475㎡、畑2件10,488㎡、合計3件11,963㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	37ページをお開きください。所有権関係、受付番号196番から46ページ受付番号219番及び47ページ使用収益権関係、受付番号67番から48ページ受付番号69番については、農地売買等事業及び、農地中間管理事業の実施に関して、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うものであります。42ページをお開きください。所有権関係、受付番号210番から219番及び48ページ使用収益権関係、受付番号68番及

小田桐調査副委員長	び69番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項関係各号の要件を満たしており、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。
戸澤幸彦委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> (戸澤幸彦委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に44ページ、所有権関係、受付番号215番から46ページ、受付番号219番について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第17号のうち、所有権関係、受付番号215番から219番については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がないものと認め、議案第17号のうち、所有権関係、受付番号215番から219番については、原案のとおり要請することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。 (戸澤幸彦委員着席)
佐藤修司委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> (佐藤修司委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に48ページ、使用収益権関係、受付番号69番について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第17号のうち、使用収益権関係、受付番号69番については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がないものと認め、議案第17号のうち、使用収益権関係、受付番号69番については、原案のとおり要請することに決定いたします。佐藤委員の着席をお願いします。 (佐藤修司委員着席)
議 長	それでは、議案第17号のうち、所有権関係、受付番号215番から219番及び使用収益権関係、受付番号69番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)

議 長	<p>議案第 17 号のうち、所有権関係、受付番号 215 番から 219 番及び使用収益権関係、受付番号 69 番を除く計画案については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第 17 号のうち、所有権関係、受付番号 215 番から 219 番及び使用収益権関係、受付番号 69 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 18 号を議題といたします。議案第 18 号は「地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について」であります。事務局より説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>49 ページをお開き願います。議案第 18 号は「地域計画の変更に係る意見及び目標地図素案の作成について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく地域計画の変更について、同条第 6 項の規定に基づき市長より意見を求められたため、また、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の目標地図の素案の作成について、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき本会で決定したいため、審議を求めるものであります。50 ページをお開き願います。今会議に提出されました件数と面積は、地域計画からの除外が 3 件 1,306.76 m²であります。なお、本件の内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。</p>
議 長	<p>事前調査会の報告をお願いします。</p>
調査委員長	<p>事前調査会では、市で策定した地域計画から除外する農地について検討をいたしました。51 ページをお開き願います。今回除外する予定の 3 件、1,306.76 m²の農地は、耕作以外の利用を目的として転用が見込まれ、また、これによる他の農業を担うものとして位置付ける農地に変更はないことから、地域計画の変更及び変更に係る目標地図の素案は妥当であると判断いたしました。以上であります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 18 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
議 長	<p>議案第 18 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第 18 号は地域計画の変更について異議がないものとし、また、目標地図素案について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、報告第 11 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。</p>
事務局次長	<p>53 ページをお開き願います。報告第 11 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 7 件 64,595.36 m²、畑 18 件 171,200.02 m²、合計 25 件 235,795.38 m² であります。なお、届出理由につきましては、55 ページから 58 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。</p>
議 長	<p>報告第 11 号について、御質問等ございませんか。</p>

(な し)

議 長 それでは次に、報告第 12 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 59 ページをお開き願います。報告第 12 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 9 件 73,456 ㎡、畑 6 件 17,083 ㎡、合計 15 件 90,539 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、61 ページから 62 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長 報告第 12 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 次に、報告第 13 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 63 ページをお開き願います。報告第 13 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断し同通知第 4(3)ウに基づき、関係機関等に通知したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、その他 1 筆 142 ㎡であります。以上であります。

議 長 報告第 13 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 44 分]